

議案第71号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

国民健康保険財政の健全運営のために税率改定を実施するもの。

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.5」を「100分の8.1」に改める。

第5条中「23,000円」を「25,600円」に改める。

第5条の2第1号中「21,800円」を「22,800円」に改め、同条第2号中「10,900円」を「11,400円」に改め、同条第3号中「16,350円」を「17,100円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.8」に改める。

第7条の2中「6,000円」を「8,800円」に改める。

第7条の3第1号中「5,700円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「2,850円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「4,275円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の2.4」を「100分の2.6」に改める。

第9条の2中「8,900円」を「9,500円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「5,800円」に改める。

第21条第1号イ中「16,100円」を「17,920円」に改め、同号ロ（イ）中「15,260円」を「15,960円」に改め、同号ロ（ロ）中「7,630円」を「7,980円」に改め、同号ロ（ハ）中「11,445円」を「11,970円」に改め、同号ハ中「4,200円」を「6,160円」に改め、同号ニ（イ）中「3,990円」を「5,320円」に改め、同号ニ（ロ）中「1,995円」を「2,660円」に改め、同号ニ（ハ）中「2,993円」を「3,990円」に改め、同号ホ中「6,230円」を「6,650円」に改め、同号ヘ中「3,850円」を「4,060円」に改め、同条第2号イ中「11,500円」を「12,800円」に改め、同号ロ（イ）中「10,900円」を「11,400円」に改め、同号ロ（ロ）中「5,450円」を「5,700円」に改め、同号ロ（ハ）中「8,175円」を「8,550円」に改め、同号ハ中「3,000円」を「4,400円」に改め、同号ニ（イ）中「2,850円」を「3,800円」に改め、同号ニ（ロ）中「1,425円」を「1,900円」に改め、同号ニ（ハ）中「2,138円」を「2,850円」に改め、同号ホ中「4,450円」を「4,750円」に改め、同号ヘ中「2,750円」を「2,900円」に改め、同条第3号イ中「4,600円」を「5,120円」に改め、同号ロ（イ）中「4,360円」を「4,560円」に改め、同号ロ（ロ）中「2,180円」を「2,280円」に改め、同号ロ（ハ）中「3,270円」を「3,420円」に改め、同号ハ中「1,200円」を「1,760円」に改め、同号ニ（イ）中「1,140円」を「1,520円」に改め、同号ニ（ロ）中「570円」を「760円」に改め、同号ニ（ハ）中「855円」を「1,140円」に改め、同号ホ中「1,780円」を「1,900円」に改め、同号ヘ中「1,100円」を「1,160円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。